

一般社団法人 板橋産業連合会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人板橋産業連合会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を板橋区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は民主主義に立脚し、会員相互の融和親善をはかると共に企業、労働組合等の健全なる発展並びに従業員の資質の向上、福利の増進に努め生産能率をたかめて産業平和確立に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員工場、事業所の従業員の福利厚生の助長に関する事項
- (2) 労働法則の知識の普及に関する事項
- (3) 関係官公庁との連絡及び経営諸問題の調査研究に関する事項
- (4) 健全なる労働組合、生活協同組合等の育成発展に関する事項
- (5) 生産能率の増進並びに安全衛生運動に関する事項
- (6) 前各号に関しての諮問、依頼に依る調査事項
- (7) 講演会、講習会、展覧会、座談会等の開催その他従業員教育に関する事項
- (8) 労働保険事務組合の運営に関する事項
- (9) 会員工場、事業所の従業員の保健、慰安、娯楽に関する事項
- (10) その他この法人において必要と認められた事項

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同する板橋区内に所在する個人又は団体であつて、次条の規定により、この法人の会員となった者を会員とし、当該正会員をもって構成する。

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同する板橋区外に所在する個人又は団体であって、次条の規定により、この法人の会員となった者を賛助会員とし、当該賛助会員をもって構成する。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会費の額については、理事会の決議を得て会員総会においてこれを定める。ただし、納付済みの会費については、払い戻しを行わない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数により除名することができる。ただし、会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって一般社団法人又は一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他会員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の会員総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は、毎年度1回毎事業年度終了後2カ月以内に開催する。

臨時総会は、代表理事若しくは理事会が必要と認めたとき、又は、総会員の10分の1以上の議決権を有する会員は、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
- 3 会員総会を招集するには、会長は会員総会の開催日の14日前までに、全員に対して、会員総会の附議事項、開催日時及び開催場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決)

第17条 会員総会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決をおこなわなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事又は正会員が会員総会の開催目的である事項について提案をした場合においてその提案について全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の議決があったものとみなす。

5 会員総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって行使することができる。この場合において、当該議決権の数は前条の数に算入する。

6 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において前条の適用については、その正会員は、会員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人理事、監事は議事録に記名捺印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 40名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長とする。

- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第2項の業務執行理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち7名以内の理事を副会長及び2名を会計担当副会長とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長並びに副会長及び会計担当副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、副会長及び会計担当副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長は、毎事業年度に3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 会長が任期の満了又は自己都合により退任した場合は、新たに選定された会長が就任するまで、なお、会長としての権限義務を有することとなる。

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 この他にも、理事会へ出席するものとする。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任等)

第24条 理事又は監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

- 2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべて正会員の同意がなければ免除することはできない。

(役員報酬)

第25条 理事又は監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する

- 2 理事会の議長は、会長がその職に就く。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは各副会長が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するには、会長は理事会の開催日の14日前までに、理事及び監事に対して、理事会の附議事項、開催日時及び開催場所を記載した書面をもって通知する。ただし、緊急止むを得ないと認められる場合においては、開催日の3日前までに招集することができる。

(決議及び決議の省略)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案につき異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成し、事務局に備えなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 会員数並びに理事及び監事の現在数
- (3) 出席人数及び理事の氏名
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過及び発言趣旨

2 代表理事及び監事は議事録に記名捺印しなければならない。

(専門委員会)

第31条 この法人に、専門委員会を置く。

2 前項の委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員7名以内、事務局1名で構成する。

3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う

- (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること
- (2) この法人の理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適性を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること
- (3) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して、適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること

4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 第1項の委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

- (1) 監査報告書

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

2 この定款の変更については、会員総会の半数以上であって、総会員の3分の2以上をもって、主務官庁の許可を得なければならない。

(解散及び清算)

第36条 この法人は、会員総会の議決その他法令（第148条 解散事由）で定められた事由により解散する。

- 2 会員総会の決議によって解散する場合は、会員総会の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上を得なければならない。
- 3 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、掲載する方法で行うこととし、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

第10章 組織

(顧問・相談役)

第38条 この法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を設置することができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 理事及び顧問・相談役は、相互にその職を兼ねることができない。

4 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。

(参与)

第39条 この法人に、任意の機関として、参与を設置することができる。

2 参与は、次の職務を行う。

- (1) 会長からこの法人の事業に関する内容の説明を受けること
- (2) 会長から説明を受けた当該内容について意見を述べること

3 理事及び参与は、相互にその職を兼ねることができない。

4 参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 参与の報酬は、無報酬とする。

(招集)

第40条 会長は、必要と認めるときは、顧問並びに相談役及び参与を招集することができる。

(任期)

第41条 顧問並びに相談役及び参与の任期は4年とする。ただし、再任は妨げない。

(支部の設置)

第42条 会長は、理事会の決議を得て、支部を設置することができる。

2 この法人の事業を円滑、かつ、迅速に行うことを目的に、支部に役員を置く。

3 役員を選任については、会長及び理事会の承認を得る。

(事務局)

第43条 この法人は、事業を円滑、かつ、迅速に遂行することを目的に事務局を置く。

2 事務局には、職員を置き、必要に応じて事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

第 1 1 章 雑 則

(細則)

第 4 4 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議をもって会長が定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は、吉川 宏とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 3 2 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。